

議案第 22 号

専決処分の承認を求めることについて

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 2 年里庄町条例第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

令和 2 年 4 月 30 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

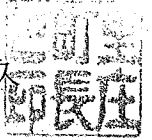
専決第2号

専決処分書

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月1日

里庄町長 加藤 泰久



理由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）の公布に伴い、所要の改正を行うものである。

この条例は令和2年4月1日から施行するため、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

里庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

里庄町国民健康保険税条例（昭和 35 年里庄町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「610,000 円」を「630,000 円」に改め、同条第 4 項ただし書中「160,000 円」を「170,000 円」に改める。

第 25 条中「610,000 円」を「630,000 円」に、「160,000 円」を「170,000 円」に改め、同条第 2 号中「280,000 円」を「285,000 円」に改め、同条第 3 号中「510,000 円」を「520,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。